

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正（案）について ご意見をお寄せください

市は、「大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」について、その一部改正を進めています。

このたび、その改正（案）がまとまりましたので、皆さんの意見を募集します。

◇募集期間

令和7年8月30日（土曜日）～令和7年9月30日（火曜日）（必着）

◇関連資料

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正（案）について（次頁以降）

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正（案）に関する意見書
（別添）

◇意見の提出方法

次のいずれかの方法により、氏名又は法人名等、住所又は所在地を明記のうえ、ご意見をお寄せください。

- ・窓口持参・郵送（下記の問い合わせ先へ）
- ・ファクスで送信（ファクス番号 046-268-6715）
- ・オンライン申請（e-kanagawa 電子申請）



（電子申請用二次元バーコード）

- ※1. 意見を記入する書式は自由です。
- ※2. ご持参いただく場合は、日曜日を除く午前8時から午後4時45分の間にお越しください。
- ※3. 寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方は、後日市のホームページで公開します。
- ※4. 電話や窓口での口頭による意見は、受け付けておりませんのでご了承ください。
- ※5. 記入いただいたご住所等は、個人情報保護に関する法律に則り、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。

<お問い合わせ先>

〒242-0026 大和市草柳3-12-1 大和市環境管理センター内

大和市 環境共生部 資源循環推進課

電話：046-269-7343（直通）

大和市 環境共生部 施設課

電話：046-260-1522（直通）

ファクス：046-268-6715（資源循環推進課、施設課共通）

時間：午前8時00分～午後4時45分（日曜日を除く）

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正(案)について

1. 一部改正の背景等

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業系ごみは事業者が責任をもって適切に処理することとされております。
- ・本市では、昭和47年から環境管理センターに直接搬入する事業系一般廃棄物手数料を有料化し、現在の手数料は平成15年に改正、併せて事業系一般廃棄物を排出する際に使用する収集袋(以下、「事業系指定収集袋」という。)を導入、さらには家庭系廃棄物を直接搬入する処理手数料の有料化も行うなど、排出量に応じた負担の公平化や一般廃棄物の排出抑制に努めてきました。
- ・環境管理センターは、平成6年から稼働し、既に30年が経過しており、老朽化に伴う維持管理費の増加に加えて、昨今の人件費や燃料費などの高騰により、ごみ処理にかかる費用は増加している状況です。
- ・現在、ごみ処理に係る経費から算定する手数料と、現行の手数料には乖離が生じているため、受益者負担適正化を図る必要があります。また、事業系指定収集袋は、制度開始から20年が経過し、県内市の事業系指定収集袋の実施状況や袋の製造費・販売量など総合的に判断して廃止します。

2. 改正内容

① 直接搬入手数料の改定

- ・直接搬入手数料は、ごみを環境管理センターに直接持ち込む場合の手数料で、事業系一般廃棄物、家庭系廃棄物が対象となります。
- ・ごみ処理にかかる費用から算出した手数料は10kg当たり350円となりますが、昨今の物価高騰などの影響や現行手数料からの改定率を考慮し、令和8年7月1日から令和10年3月31日までの間は、手数料を300円とする激変緩和措置を設けます。

重量	現行	改定案	
	令和8年6月まで	令和8年7月以降	令和10年4月以降
10kgまでごと	200円	300円	350円

② 事業系指定収集袋の廃止

- ・袋の販売は令和8年6月30日で終了、市が行う袋による収集は令和9年9月30日で終了します。

種別	現行	改定案
		R8.7.1~
10リットル(1袋)	64円	廃止
20リットル(1袋)	128円	
45リットル(1袋)	288円	

- ・令和9年10月1日以降、事業系ごみを排出する事業者は、自ら環境管理センターに直接搬入するか、廃棄物収集運搬業者との契約(戸別収集)による搬入のいずれかのみとなります。

③ 事業系一般廃棄物を本市が収集するときの手数料の改定

・ごみの収集と処理にかかる費用から算出した手数料は、10kg当たり580円となります。

重量	現行	改定案
		R8.7.1~
10kgまでごと	360円	<u>580円</u>

※事業系一般廃棄物を市が収集する事例は現在のところありません。

3. 今後の予定

令和 7年12月 市議会に議案提出

令和 8年 1月 市民及び市内事業者周知を開始

7月 直接搬入手数料(激変緩和措置)、収集手数料の改定、事業系指定収集袋の廃止

令和 9年 9月 事業系指定収集袋による収集終了

令和10年 3月 直接搬入手数料の激変緩和措置終了